

## 1 議事日程（2日目）

〔平成31年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成31年2月25日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第2 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第5 議案第3号 財産の取得（史跡地）について
- 日程第6 議案第4号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第5号 太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第6号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第7号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第8号 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第9号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 太宰府市総合体育館条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第16号 太宰府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 太宰府市人権センター施設使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号 太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について

- 日程第24 議案第22号 太宰府市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号 太宰府市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第24号 太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第25号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第26号 太宰府市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第27号 太宰府市営駐車場条例の制定について
- 日程第30 議案第28号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第31 議案第29号 平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第32 議案第30号 平成30年度太宰府市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第33 議案第31号 平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第34 意見書第1号 統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書
- 日程第35 意見書第2号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を求める意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1番 柳原 莊一郎 議員 | 2番 宮原 伸一 議員   |
| 3番 舩越 隆之 議員  | 4番 徳永 洋介 議員   |
| 5番 笠利 毅 議員   | 6番 堺 剛 議員     |
| 7番 入江 寿 議員   | 8番 木村 彰人 議員   |
| 9番 陶山 良尚 議員  | 10番 小畠 真由美 議員 |
| 11番 上 疆 議員   | 12番 原田 久美子 議員 |
| 13番 神武 綾 議員  | 14番 長谷川 公成 議員 |
| 15番 藤井 雅之 議員 | 16番 門田 直樹 議員  |
| 17番 村山 弘行 議員 | 18番 橋本 健 議員   |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

- |               |                           |
|---------------|---------------------------|
| 市長 楠田 大蔵      | 副市長 清水 圭輔                 |
| 教育長 樋田 京子     | 総務部長 石田 宏二                |
| 市民生活部長 友田 浩   | 総務部理事 原口 信行               |
| 都市整備部長 井浦 真須己 | 健康福祉部長兼<br>福祉事務局長 濱本 泰裕   |
| 観光経済部長 藤田 彰   | 教育部長 緒方 扶美                |
| 教育部理事 江口 尋信   | 総務課長併<br>選管書記長 田中 縁       |
| 経営企画課長 高原 清   | 人権政策課長兼<br>人権センター所長 寺崎 嘉典 |
| 市民課長 行武 佐江    | 福祉課長 友添 浩一                |
| 都市計画課長 木村 昌春  | 社会教育課長 中山 和彦              |

文化財課長 城戸康利  
観光推進課長兼  
国際・交流課長 木村幸代志

上下水道課長 佐藤政吾  
監査委員事務局長 福嶋浩

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 阿部宏亮  
書記 斉藤正弘  
書記 岡本和大

議事課長 花田善祐  
書記 高原真理子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりで。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1から日程第3まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第1、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第3、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」までを一括議題とし、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。諮問第1号、諮問第2号及び議案第1号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第1号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、諮問第1号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成17名、反対0名 午前10時01分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第2号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、諮問第2号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成17名、反対0名 午前10時02分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第1号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第2号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長(橋本 健議員) 日程第4、議案第2号「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第2号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第3号 財産の取得(史跡地)について

○議長(橋本 健議員) 日程第5、議案第3号「財産の取得(史跡地)について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第3号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6から日程第15まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第6、議案第4号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第15、議案第13号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま

す。

議案第4号、議案第5号及び議案第7号から議案第13号までは総務文教常任委員会に付託します。議案第6号は総務文教常任委員会及び建設経済常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16から日程第22まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第16、議案第14号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナス条例の一部を改正する条例について」から日程第22、議案第20号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第14号から議案第20号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第23から日程第29まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第23、議案第21号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」から日程第29、議案第27号「太宰府市営駐車場条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第21号から議案第27号までは建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第30から日程第33まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第30、議案第28号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について」から日程第33、議案第31号「平成30年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま

す。

議案第28号は各常任委員会に分割付託します。議案第29号は環境厚生常任委員会に付託します。議案第30号及び議案第31号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第34 意見書第1号 統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第34、意見書第1号「統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

[17番 村山弘行議員 登壇]

○17番（村山弘行議員） 日程第34、意見書第1号「統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書」について、意見書の朗読をもちまして提出理由にかえさせていただきたいと思えます。提出者は私、村山弘行、賛成者は笠利毅議員、長谷川公成議員、神武綾議員であります。

統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書。

国の基幹統計である毎月勤労統計調査で、10年以上にわたって不正が行われてきたことが発覚した。全数調査すべき東京都分を2004年以降、約3分の1の抽出調査しか行っておらず、18年にはこれを正しく装うようなデータ改変まで行われていた。こうした不正を全て秘密裏に行い、さらに過去の基礎資料を廃棄してしまった結果、データを補正し再集計することが不可能となった。統計法違反であり、まさに政府の組織ぐるみの隠蔽と言わざるを得ない。

最優先されるべき雇用保険や労災保険などの追加給付の目途は、一部しか立っていない。過少給付の是正が労使負担の雇用・労災保険の特別会計から捻出されることは、役所のミスにつけ回しにほかならない。また、勤労統計の不正は、多くの統計データに影響が波及し、とりわけ18年の実質賃金は大幅なマイナスであったことが判明した。安倍政権がアベノミクスの成果として盛んに喧伝してきた賃金上昇は捏造、日本の経済統計は不信にまみれた。消えた給付金、賃金偽装は断じて容認できない。さらに、捏造された賃金統計をもとに当初予算案や消費税増税対策が策定され、日銀の金融政策や年金支給額、公共料金など国民生活のあらゆる分野に問題が波及しており、安倍政権の責任ははかり知れない。

国の基幹統計56のうち約4割に問題があったことも明らかになっている。厚労省は、毎勤だけでなく賃金構造基本統計に関しても不適切な調査を放置してきた。総務省が所管する小売物価統計調査においても、大阪府で店舗訪問が行われず、過去の価格が報告され続けるという不適切な業務実態が明らかになった。

データ改変を秘密裏に始めた18年は、森友・加計問題における公文書の改ざん、裁量労働制をめぐる不正データ、障がい者雇用の水増し、失踪外国人技能実習生をめぐるデータ捏造など、前代未聞の不祥事が繰り返された。行政への監視機能を高め、信頼できる行政、政治を取り戻さなければならない。

よって、国会及び政府に対し、不正統計の事実解明と再発防止、信頼回復に向け、下記の事項について誠実に対応されるよう強く求めるものである。

記。1つ、毎月勤労統計調査の不正問題の真相究明を図るため、独立した第三者機関による徹底した検証を行い、政府の責任で公的統計の総点検を行うこと。

2つ、統計不正の再発防止と信頼回復のため、10年間で半減した国の統計職員の増員を初め必要な施策と財源措置を抜本的に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第1号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第35 意見書第2号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第35、意見書第2号「建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

15番藤井雅之議員。

〔15番 藤井雅之議員 登壇〕

○15番（藤井雅之議員） 意見書第2号「建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を求める意見書」について提案理由の説明をさせていただきます。提出者は私、藤井雅之、賛成者は神武綾議員です。

意見書の案文の朗読をもちまして提案理由の説明とさせていただきます。

建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を求める意見書。

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト被害は、多くの国民に広がっている。

アスベスト被害について、欧米諸国においては、製造業の従事者に多くの被害者が出ていることに比べ、日本では建設業従事者に最も多くの被害者が生まれていることが特徴である。それは、アスベストのほとんどが建設資材などとして建設現場で使用され、そして国においても、建築基準法などで、不燃化、耐火工法としてアスベストの使用を進めたことが大きな原因である。

特に建設業は、重層下請構造や従事者が数多くの現場にわたって就労することから、労働災害として認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上

乗せ補償もない状況である。

また、被害者の多くが高齢化し、それに伴う病状の進行を考慮すれば、被害者の救済に向けて速やかな対処が求められる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、アスベスト問題の早期の解決が急務となっていることを鑑み、建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに取り組むことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣としております。

ぜひ議員各位のご賛同を賜りまして、関係機関への意見書の提出をお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第2号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月6日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時16分

~~~~~ ○ ~~~~~